

# SMBC NEWS



2016年5月3日

## 財政部・国家税務総局、増値税改革の全面実施に関する通知を公布 建築業・不動産業・金融業・生活サービス業も試行開始

財政部・国家税務総局は2016年3月23日付で、《営業税から増値税への徴収変更試行の全面展開に関する通知》（財税[2016]36号、以下「本通知」）を公布しました。本通知は、2016年5月1日から全国で営業税から増値税への徴収変更（以下「増値税改革」）を試行し、建築業・不動産業・金融業・生活サービス業等の全ての営業税納税者を試行範囲に組み込むことを規定しています。

### <本通知の内容>

付属文書1：営業税から増値税への徴収変更試行に関する実施弁法  
付属文書2：営業税から増値税への徴収変更試行の関連事項に関する規定  
付属文書3：営業税から増値税への徴収変更試行の移行政策に関する規定  
付属文書4：クロスボーダー課税行為における増値税ゼロ税率及び免税政策適用に関する規定

従来、中国の間接税については2種類の税制が併存しており、一般的に増値税は貨物及びそれに関連する労務、営業税はサービス業に適用されてきました。一方で、営業税についてはサプライチェーン各段階における二重課税問題が指摘されており、中国政府は2012年から段階的に増値税改革試行を進めてきました。本通知により、従来の営業税納税を行ってきたサービス・不動産・無形資産の販売は、全て増値税納税に変更となります。

なお、2016年5月1日以降、弊行が提供する増値税課税範囲の金融サービス（利息収入及び貸付に関連する手数料等を除く）について、増値税一般納税者のお客さまに対して増値税専用発票（税率は6%）を発行いたします。具体的な取り扱いについては、弊行のお客さまに別途送付しております《増値税発票発行のご連絡》をご参照ください。

納税額の計算方法や納税手続き等、詳細については本通知及び関連規定をご確認ください。

### 1. 増値税の課税範囲

#### （1）新たに増値税の対象に組み入れられた業種

本通知により、これまで営業税納税者であった建築業・不動産業・金融サービス業・生活サービス業も増値税納税者となり、全業種が営業税から増値税納付に変更となりました。

#### <新たに増値税の対象に組み入れられた業種と増値税税率>

業種	営業税税率	増値税税率（2016年5月1日～）
建築業	3%	11%
不動産業	5%	11%
金融サービス業	5%	6%
生活サービス業	通常5%（特定のサービスは3-20%）	6%

# SMBC NEWS



増値税は差額（売上税額－仕入税額）に基づき納付額を計算しますが、営業税は売上高×税率（売上税額のみ）に基づき納付額を計算するため、新旧税率の高低差が実際の税負担の増減を表すものではないことに注意が必要です。

## （２） 課税行為の範囲

中国国内（以下「国内」）においてサービス・無形資産或いは不動産を販売する（以下「課税行為」）単位と個人は、増値税納税者となります。

課税行為の範囲は、サービス・無形資産・不動産の販売の3つに分類され、本通知の付属文書1内の《サービス・無形資産・不動産販売の注釈》によって具体的に記載されています。

また、「国内においてサービス・無形資産或いは不動産を販売する」状況は、以下のとおり定義されています。（付属文書1・第12条）

（一） サービス（不動産リースを除く）或いは無形資産（自然資源使用权を除く）の販売者或いは購入者が国内に所在する
（二） 販売或いはリースする不動産が国内に所在する
（三） 販売する自然資源使用权の自然資源が国内に所在する ⇒課税行為の目的物が国内に所在
（四） 財政部と国家税務総局が規定するその他の状況

販売者が国外所在、国内購入者が国外で購入、購入した課税行為が国外で完全に使用或いは消費される場合は、上述の状況には該当しません。

## （３） 納税者資格及び納税額計算方法

増値税納税者は、一般納税者と小規模納税者に分類されます。一般納税者は納税額計算にあたり一般税額計算方法を用いて、当期の売上税額から仕入税額を控除することが可能です。一般納税者の条件に合致する納税者は、主管税務機関に資格登記申請を行います。一般納税者資格認定を受けていない場合、仕入税額控除を行うことはできません。

＜サービス・無形資産或いは不動産販売に係る増値税の一般納税者資格登記申請条件＞

- ✓ 年間課税売上高 ≥ 500 万元
- ✓ 課税売上高が基準を超えていない場合でも、適切な会計処理が行われており、かつ正確な税務資料を提出することができれば、主管税務機関に一般納税者資格登記の申請が可能

＜増値税の納税額計算方法＞

	適用対象	納税額の計算方法
一般税額 計算方法	・ 一般納税者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 納税額 = 当期の売上税額 - 当期の仕入税額               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 売上税額 = 売上高 × 税率</li> <li>➢ 売上高 = 税込売上高 ÷ (1+税率)</li> </ul> </li> <li>■ 控除可能な仕入税額が売上税額を上回りマイナスとなる場合は、次期に繰り越して控除が可能</li> </ul>

# SMBC NEWS



SMBC  
SUMITOMO MITSUI  
BANKING CORPORATION  
(CHINA) LIMITED

簡易税額 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模納税者</li> <li>・一般納税者の特定の課税行為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 納税額 = 売上高 × 徴収率</li> <li>■ 仕入税額の控除不可</li> </ul>
--------------	---	--

## < 増値税の税率及び徴収率 >

	課税行為	税率/徴収率
一般納税者 <sup>(※)</sup>	有形動産リースサービス	17%
	交通運輸サービス・郵便サービス・基礎電信サービス・建築サービス・不動産リースサービス・不動産販売・土地使用権譲渡	11%
	付加価値電信サービス・金融サービス・現代サービス（有形動産リースサービスを除く）・生活サービス・無形資産（土地使用権を除く）販売	6%
	財政部及び国家税務総局が規定する課税行為	0%
小規模納税者		3%

※ 一般納税者の特定の課税行為については簡易税額計算方法を選択することも可能。

## 2. 新たに増値税の対象に組み入れられた業種に関する政策概要

<b>金融サービス</b>	貸付利息の仕入税額控除は不可
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税率：6%</li> <li>・ 預金利息は増値税非徴収（国家が規定する預金受入機構に預け入れて取得した預金利息に限る）</li> <li>・ 貸付利息の仕入税額控除は不可</li> <li>・ 貸付サービスに関連する投融資顧問費・手数料・コンサルティング費の仕入税額は控除不可</li> <li>・ インターバンク取引に係る利息収入は増値税徴収免除（中国人民銀行との資金取引業務・銀行内部取引・コールローン・手形再割引）</li> <li>・ 本通知に規定する金融商品譲渡収入は増値税非徴収</li> <li>・ 利息決算日から90日以内に発生した未収利息は増値税納付；90日後に発生した場合、実際の利息受取時に増値税納付</li> <li>・ 通貨投資により受領した固定利益或いは元金保証利益は、貸付サービスに基づき増値税納付</li> <li>・ 条件に合致するクロスボーダー直接金融サービスは増値税徴収免除</li> </ul>	
<b>建築サービス</b>	税率上昇率が大きいため、移行政策により税負担を短期的に緩和
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税率：11%</li> <li>・ 一般納税者が行う旧プロジェクト（※）・施工請負・労務提供工事は、簡易税額計算方法の適用可</li> <li>（※）《建築工事施工許可証》に明記されている契約着工日が2016年4月30日以前或いは当該許可証はないが契約に明記されている着工日が当該日時以前の不動産プロジェクト</li> </ul>	

# SMBC NEWS



**SMBC**  
SUMITOMO MITSUI  
BANKING CORPORATION  
(CHINA) LIMITED

・一般納税者が県（市）を跨いで建築サービスを提供し、一般税額計算方法を適用して税額を計算する場合、取得した全ての代金及び代金外費用を売上高として課税額を計算し、支払った下請代金を控除した後の残高は、2%の予定徴収率に則り建築サービス発生地において税金を予納した後、機構所在地の主管税務機関に申告納税しなければならない

・3%の徴収率に基づき簡易徴収するプロジェクトの場合、下請費用は総収入からの控除可

・工事プロジェクトが国外である建築サービス・工事監理サービスは、増値税徴収免除

## 不動産販売

移行政策の実行、予定納付税率・分割控除等の多様な措置を実施

### ▶ 不動産販売（税率：11%）

・一般納税者が2016年4月30日以前に取得或いは自己建設した不動産を販売する場合、簡易税額計算方法を適用し、5%の徴収率に基づき課税額を計算することができる；2016年5月1日以降に取得或いは自己建設した不動産を販売する場合、一般税額計算方法を適用し、5%の予定徴収率に基づき不動産所在地において税金を予納した後、機構所在地の主管税務機関に申告しなければならない

・一般納税者が簡易税額計算方法の旧プロジェクト以外の不動産を販売する場合、売上高は土地代金の控除が可能

・小規模納税者が、自ら開発した不動産プロジェクトを販売した場合、5%の徴収率に基づき税額を計算する

・不動産企業が前受金受領方式を採用した場合、前受金を受領する際に3%の徴収率に基づき税額を納付する

・2016年5月1日以降に取得且つ会計制度上固定資産として計算する不動産、或いは2016年5月1日以降に取得する建設中の不動産について、その仕入税額は取得日から2年に分けて売上税額から控除しなければならない、一年目の控除比率は60%、二年目の控除比率は40%とする

### ▶ 不動産リースサービス（税率：11%）

・一般納税者が2016年4月30日以前に取得した不動産を賃貸した場合、簡易税額計算方法の適用を選択し、5%の徴収率に基づき課税額を計算することができる。機構所在地と同一の県（市）に所在しない不動産について、上述の税額計算方法に則り不動産所在地において税金を予納した後、機構所在地の主管税務機関に申告しなければならない

・一般納税者が2016年5月1日以降に取得する・機構所在地と同一の県（市）に所在しない不動産を賃貸する場合、3%の予定徴収率に基づき不動産所在地において税金を予納し、機構所在地の主管税務機関に申告納税しなければならない

・小規模納税者が取得した不動産（個人の住居賃貸を含まない）を賃貸する場合、5%の徴収率に基づき課税額を計算しなければならない

## 生活サービス

飲食サービス・娯楽サービス・居住者日常サービスは仕入税額控除不可

・税率：6%

・飲食サービス・娯楽サービス・居住者日常サービスは仕入税額控除不可

・宿泊サービスは仕入税額控除可

・従来、医療サービスは一般的に営業税免税待遇を享受していたが、本通知は免税医療サービスの範囲を詳細に定義

・ブローカー代理サービスは差額に基づく税額計算可

・旅行サービスは差額に基づく税額計算可

以上

# SMBC NEWS



**SMBC**  
SUMITOMO MITSUI  
BANKING CORPORATION  
(CHINA) LIMITED

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道 100 号 上海環球金融中心 11 階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999  
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路 8 号 上海万都中心 12 階 1、12、13 号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199  
 上海自貿試験区出張所：上海市中国（上海）自由貿易試験区馬吉路 88 号 7、8 棟 1 階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399  
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街 1 号 市府恒隆広場 16 階 1606 室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781  
 北京支店：北京市朝陽区光華路 1 号 北京嘉里中心北楼 16 階 1601 号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080  
 天津支店：天津市和平区南京路 189 号 津匯広場 2 座 12 階 /電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111  
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路 20 号 濱海金融街東区 E2B8 層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333  
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路 28 号 蘇州高新國際商務広場 12 階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500  
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西 2 号 國際大廈 16 樓/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028  
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道 333 号 科創大廈 8 樓/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552  
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路 399 号 台協國際商務広場 2001-2005 室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500  
 杭州支店：杭州市下城区慶春路 118 号 嘉徳広場 23 樓/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699  
 広州支店：広州市天河区華夏路 8 号 國際金融広場 12 階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028  
 深圳支店：深圳市福田区中心四路 1 号 嘉里建設広場二座 23 層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707  
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路 22 号 重慶長江國際 1 棟第 34 階 02 号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301  
 大連支店：大連市西崗区中山路 147 号 森茂大廈 4 樓 A 室 /電話：86-(411)-3905-8500・FAX 番号：86-(411)-3905-8599